

しまね

生衛だより



編集・発行 (公財)島根県生活衛生営業指導センター
〒690-0882 松江市大輪町414-9 423号
ホームページ: <http://seiei-shimane.or.jp/>

TEL (0852)26-0651
FAX (0852)26-4684
E-mail: shimanecenter@seiei.or.jp

第74号

ホーランエンヤ 2019.5.18(土)/22(水)/26(日) 開催予定



松江市で行われる松江城山稲荷神社の式年神幸祭の通称で、10年に一度行われます。祭りの期間は9日間。「渡御祭」は城山稲荷神社の御神霊を船で阿太加夜神社にお迎えし、七日間の大祈祷が行われ、「中日祭」は阿太加夜神社でのお祭りで東出雲町地内において陸船による権伝馬踊りが奉納披露されます。「還御祭」は再び船団によって城山稲荷神社へと御神霊をお送りします。渡御祭と還御祭は、五大地と呼ばれる地域の人々が繰り出す色とりどりに装飾された5隻の権伝馬船と供船など総数は100隻以上にも上り、大船行列を作る壮大な姿が楽しめます。1989年(明治22年)に市政施行により松江市が誕生してから130年目の節目の年でもあり、また5月1日に改元されることが決定しており、改元後すぐの神事となります。〔松江市観光協会HPより〕



公益財団法人
島根県生活衛生営業指導センター
理事長 佐藤初美

あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。平素から当指導センターの運営や諸事業の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、島根県西部を震源とする大田市での住宅被害や7月豪雨による江津市の土砂災害、台風21号等災害が連続して発生した年でもありました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本年の10月1日からは軽減税率制度が実施予定となっており、2020年4月1日からは「望まない受動喫煙を防止する」ために必要な対策を講じることが求められているなど、生活衛生業に関わる大きな制度改正の年となっております。また、本県の経済状況では、一部に7月豪雨の影響がみられたものの、全体としては持ち直しているとの見方がありますが、雇用に関しては人手不足感が広がっているなど、引き続いての厳しい状況となっております。

このような取り組むべき課題の多い年ではありますが、指導センターといたしましては、各生活衛生同業組合をはじめ、行政や日本政策金融公庫等、関係機関との一層の連携強化を図りながら、生衛業界の振興と健全な発展、活性化の推進に尽力して参りますので、今後とも皆様方のご支援ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、亥年は無病息災の年と言われております。身体にご留意され健やかに過ごされますよう皆様方にとって明るい1年になりますことをご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

栄えある受賞おめでとうございます。

平成30年生活衛生功労者として、次の方々が栄えある表彰を受けられました。
長年にわたり生衛組合の組織強化と業界発展のために貢献されました。
これからも元氣でご活躍されることを祈念いたします。

◎厚生労働大臣表彰

大成 清美 様

(クリーニング生活衛生同業組合 理事長)

坂本 和美 様

(食肉生活衛生同業組合 理事)

◎全国中央会理事長表彰

佐藤 初美 様

(美容業生活衛生同業組合 理事長)

佐賀 洲 壽 様

(理容生活衛生同業組合 常任理事)

津茂谷 卓史 様

(旅館ホテル生活衛生同業組合 理事)

千原 正 様

(飲食業生活衛生同業組合 理事)

生活衛生同業組合活動推進月間

毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関・団体の協力のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開することとなりました。(主催：(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合)

今年も11月14日に各生衛組合及び指導センターに加え、行政や政策金融公庫の出席のもと、連絡会議を開催しました。

会議では各生衛組合の現状や課題等を検討するとともに、関係機関の連携強化と組合活動活性化の推進について意見交換しました。

<生衛組合に加入すると、こんな特典があります>

1. 日本政策金融公庫の融資がより有利な条件で受けられます。
2. 各生衛組合が取扱う各種保険共済制度に加入できます。
3. 各生衛組合が開催する各種講習会・研修会に参加できます。
4. 機関紙や情報誌で、業界の最新の情報を知ることが出来ます。
5. 飲食店でのカラオケ使用料や宿泊施設のNHK受信料が割引になります。
6. その他
商品、原材料などを共同購入している組合では安価で仕入れができます。
県内8組合や行政、他団体等との人的ネットワークづくりができ、経営に活かすことが出来ます。



組合トピックス

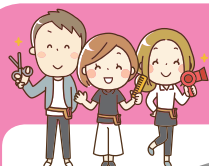
関西・中京PRキャラバン ～女将さんキャラバン～

旅館ホテル生活衛生同業組合

島根県旅館ホテル生活衛生同業組合は、8月22日・23日大阪。9月6日名古屋にて「ご縁の国しまね」の魅力を伝え、島根県にお越しいただけるようPR活動を致しました。

昨年は4月に西部地震、7月は西日本豪雨の被害に遭い宿泊客数の減少が危惧されておりました。

そこで、当組合の女将さん、若女将さん方としまね観光大使さんという華やかかつ和やかな雰囲気と和気あいあいとしつつもしっかりと大阪・名古屋のメディア・マスコミの皆様と島根県をPRしていただきました。



第46回全日本美容技術選手権大会

美容業生活衛生同業組合



10月23日、新潟県の朱鷺メッセに於いて全国大会が開催されました。島根県からは、7月に行われた島根県大会で上位の成績を収められたカット＆ブロー・花嫁化粧着付・中振袖着付・洋装ブライダルの4部門に5人の選手が出場しました。島根県からも11人の方が新潟へ応援に駆けつけました。

当日は各県代表の217名の選手が出場し日本一を目指し熱戦が繰り広げられました。結果は、中振袖着付部門で県代表の忠田勇子さんが見事入賞を果たしました!!



組合トピックス



「クリーニングの日(9月29日)」キャンペーンを開催 クリーニング生活衛生同業組合

島根県クリーニング生活衛生同業組合は、11月18日(日)、松江市大庭町「サンライフ松江」において「クリーニングの日(9月30日)」のキャンペーンを実施しました。

当日は、《洗濯王子に聞こう!!》『洗濯何でもQ&A』のビデオを見て、家庭での染抜きの仕方、洗いや、カッターのアイロンのかけ方等を学んでいただきました。

このキャンペーンは2011年から実施していますが、年々参加者も増え、組合員と消費者の質疑応答によって今回も、家庭でのクリーニングに関する基礎知識と技術を楽しく学んでいただけたと思っております。

講習会終了後には、洗剤や染抜き剤などが当たる抽選会も開催され、好評のうちにキャンペーンを終了しました。



平成30年度クリーニング師研修・業務従事者講習を開催

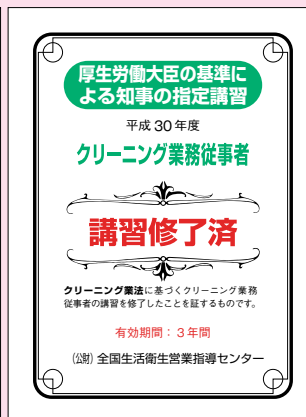
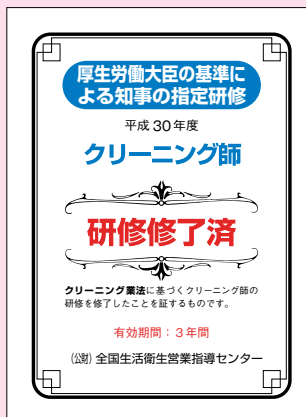
クリーニング師や業務従事者に対し、クリーニング事故の防止を図り、安心できるサービスを提供するため、衛生思想や洗濯物処理等の知識・技術の普及と徹底を図ることを目的に平成30年度のクリーニング師研修・業務従事者講習を開催しました。

この研修・講習は、クリーニング業法により3年に一度受講が義務づけられている法定の研修・講習制度で、島根県知事の指定を受けた(公財)全国生活衛生営業指導センターから受託し、「洗濯物の処理」「受取保管及び引渡し」「繊維及び繊維製品」「衛生法規及び公衆衛生」についての講義を実施しました。

受講された方より、「現場で役立つことを教えていただき参考になった」とのご意見も寄せられ有意義な研修講習を開催することができました。

また、東部地区の業務従事者と当日会場へ出席できないクリーニング師を対象に二型研修・講習として通信による研修講習(自宅にてテキストを学習し、レポートを提出していただく)も実施しました。

I型クリーニング師研修			
	開催日	会場/所在地他	受講者数
西部会場	平成30年10月28日	いわみーる/浜田市	13人
東部会場	平成30年11月25日	パルメイト出雲/出雲市	17人
I型業務従事者講習			
西部会場	平成30年10月28日	いわみーる/浜田市	32人
II型クリーニング師研修			
通信	平成30年12月20日	その他受講者	12人
II型業務従事者講習			
通信	平成30年12月20日	東部地区	30人



組合トピックス

「出雲からベトナム、銀座、上野へ出店！飲食店経営者の体験談」 及び「小規模飲食店向けHACCPの考え方を取り入れた衛生 管理講習会」同日開催

飲食業生活衛生同業組合

平成30年11月6日(火)、出雲市「ニューウエルンティ出雲」に於いて、「出雲からベトナム、銀座、上野へ出店！飲食店経営者の体験談」及び小規模飲食店向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理講習会」を同時開催し、40名の組合員が参加しました。

先ず、(株)ヤマダフードシステムズ 山田 朋由 社長より、出雲からベトナム、銀座へ出店した経緯やお客様のニーズに応えることの大切さなど経営の参考になるお話をさせていただきました。

次に出雲保健所 衛生指導課長 宮本 毅 氏を講師に「小規模飲食店向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理講習会」を開催いたしました。今後の制度化に向け組合員の関心も高く、真剣な表情で耳を傾けていました。とてもわかりやすく説明いただき、実施までにはまだまだ勉強が必要ですが、今回の講習会である程度理解出来たと思います。



平成30年度生活衛生経営特別相談員研修会

経営特別相談員は、生活衛生業のなかで一定の資格を有する人の中から島根県知事が原則として3年間委嘱します。

経営特別相談員の業務としては、下記のとおりとされています。

- ①経理、税務、金融、労務等経営に関する指導
- ②営業設備の近代化、合理化に関する指導
- ③「生活衛生改善貸付」に係る申請書の審査及び当該営業に関する相談、指導
- ④生活衛生営業の許可申請、営業届出等の手続きに関する助言、相談
- ⑤県（保健所等の出先機関を含む）が行う生活衛生関係営業指導に対する協力

経営特別相談員は資質向上のために年1回、島根県生活衛生営業指導センターが行う研修会を受講していただくことになっています。30年度の研修は下記の内容で実施しました。

とき 平成30年8月27日(月) **ところ** 松江商工会議所 201会議室 **参加特相員** 26名

1. 「衛経等融資制度について」

(株)日本政策金融公庫松江支店 融資課長 高津 俊也 氏

2. 「生活衛生事業者役に役立つ各種支援制度について」

島根県商工会連合会 事務局次長 村川 敏夫 氏

3. 「最低賃金制度と各種助成制度について」

島根働き方改革推進支援センター 特定社会保険労務士 市場 卓志 氏

4. 「消費税軽減税率導入について」

松江税務署 上席国税調査官 白築 司 氏

島根県健康福祉部薬事衛生課からのお知らせ

HACCP(ハサッフ)の考え方を取り入れた食品の衛生管理が始まります!!

つまり、衛生管理を「見える化」することです

① 計画を作成する



② 実施する



③ 記録し、確認する



飲食店における

衛生管理計画と記録の例

一般衛生管理に関する事項(例)		H〇〇年4月		一般衛生管理の実施記録(記載例)								
基本事項	衛生的措置基準の遵守	分類		① 原材料の受入確認	② 庫内温度確認 冷蔵庫、冷凍庫(℃)	③-1 交差汚染・二次汚染の防止	③-2 器具等の洗浄・消毒・殺菌	③-3 トイレの洗浄・消毒	④-1 従業員の健康管理等	④-2 手洗いの実施	日々チェック	特記事項
原料の受入	原材料の納入に際し、外観、におい、包装状態、表示(保存方法や期限)の確認	1日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	薬事太郎	
冷蔵・冷凍庫	冷蔵庫、冷凍庫の温度確認	2日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	薬事太郎	
設備・器具の管理	シンク、調理器具の洗浄・消毒確認	3日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	薬事太郎	
従業員の健康管理	調理従事者の健康確認											
トイレの清掃	トイレの清掃確認											
手洗い	就業前、トイレの後の手洗い											

メニューチェック(例)			H〇〇年4月		重要管理の実施記録(記載例)						
分類	チェック方法	メニュー	分類		加熱したもの(冷蔵食品を冷たいまま提供)	加熱するもの(冷蔵食品を加熱し、熱いまま提供)	加熱後、高温保管するもの	加熱後、冷却し、再加熱するもの	加熱後、冷却するもの	日々チェック	特記事項
非加熱のもの(冷蔵食品を冷たいまま提供)	冷たいまま提供、冷蔵の温度等	刺身、冷や奴	メニュー	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
加熱するもの(冷蔵食品を加熱し、熱いまま提供)	湯気、肉色、見た目、肉汁、匂い、中心部の温度等	ハンバーグ	1日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	薬事太郎
	湯気、見た目、匂い、中心部の温度等	焼き魚、焼き鳥	2日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			3日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

いつも行っている衛生管理を記録しよう

詳しい内容は「厚生労働省 HACCP」で検索!!

組合員のみなさまを
応援しています！

従業員を増やしたい！

お店の設備を
更新したい！

お店を
宣伝したい！

経営の安定化に向けてご利用ください！

日本公庫の 生活衛生改善貸付

「生活衛生改善貸付」 とは？

- 従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の生活衛生関係営業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
- ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要となります。

ご融資額

2,000万円以内

ご返済期間
(うち借据期間)

設備資金：10年以内（2年以内）
運転資金：7年以内（1年以内）

利率（注）

特別利率F

担保・保証人

不要（法人の代表者保証も不要）

（注）利率は、日本公庫のホームページの金利情報【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認ください。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫 国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫
国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先

（公財）島根県生活衛生営業指導センター ☎0852-26-0651
日本政策金融公庫松江支店（国民生活事業）☎0852-23-2651
日本政策金融公庫浜田支店（国民生活事業）☎0855-22-2835

“安全・安心・清潔を約束するSマークに登録しましょう”

標準営業約款は、法律で定められた消費者（利用者）擁護に資するための制度です。
 未登録店の方は、当指導センター又は所属の生活衛生同業組合までお問合せください。

(対象) 5種
 理容店、美容店、クリーニング店、一般飲食店、めん類飲食店
(登録基準日) 年2回
 8月1日、2月1日



理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店のSマークは、3つのSをお約束するマークです。

- Safety** = 安全であること
- Standard** = 安心であること
- Sanitation** = 清潔であること



Sマークの当店は、**3つのS**を保証します。
 安全・安心・清潔

標準営業約款について

物品の販売やサービスの提供等の一般商取引を行う場合は、提供の方法や問題が生じた場合の解決方法等を記載した、書面による契約を締結するのが一般的です。

しかしながら、不特定多数の利用者との個別契約が困難な場合には、あらかじめ契約条項を作成・公開することで契約に換える方法がとられており、これを約款といいます。

標準営業約款は「提供する役務」や「損害賠償」等について定めたもので、厚生労働省の認可を受けた約款です。

従って、利用者に安全・安心であるとともに、営業者にとっても不当なクレーム防止の観点から有効な制度であると考えています。

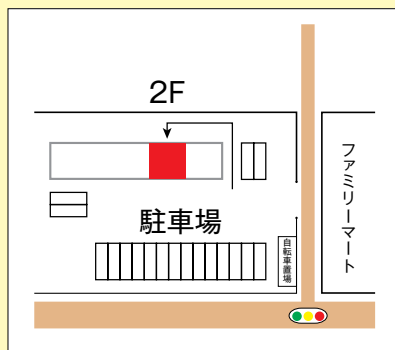
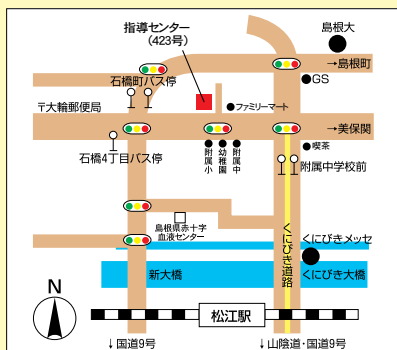
標準営業約款登録店は約款条項を遵守するとともに、標識（Sマーク）を掲示して、安全・安心なお店であることをPRしましょう。

生衛業の皆様に営業相談室のご案内

生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設置しております。融資相談・経営相談等お気軽にご利用下さい。

◆ 指導センターの事業計画、各種研修（クリーニング師研修など）については、ホームページ (<http://seiei-shimane.or.jp/>) をご覧下さい。

〒690-0882
 松江市大輪町 414-9 423号
 TEL：0852-26-0651
 Fax：0852-26-4684



◎指導センター相談室は毎日午前10時～午後4時まで（土・日・祝祭日を除く）